

# 佐野市水と緑と万葉のまち景観規則

平成23年12月19日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）並びに佐野市水と緑と万葉のまち景観条例（平成23年佐野市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める軽微な変更)

第2条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、法令の改正等に伴う用字又は用語の修正その他形式的な変更とする。

(届出対象行為に係る届出書)

第3条 省令第1条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内行為届出書（別記様式第1号）とする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（別記様式第2号）に、同条第1項の規定による届出に添付した図書のうち当該変更に係る部分を表示した図書を添付して行うものとする。

(規則で定める図書)

第4条 条例第9条に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 当該敷地内の植栽の位置、高さ及び種類を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 当該敷地内に設置する設備又は駐車場、駐輪場、電気室、機械室、ごみ置場その他の施設の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

(届出の受理)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、景観計画区域内行為（変更）届出受理通知書（別記様式第3号）により届出者に通知する。

(公表)

第6条 条例第12条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の対象となった行為、位置及び区域
- (3) 勧告に従わなかった事実

(身分証明書)

第7条 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第4号）とする。

(指定の通知)

第8条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

(標識)

第9条 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物指定標識（別記様式第6号）とする。

- 2 法第30条第2項に規定する標識は、景観重要樹木指定標識（別記様式第7号）とする。
- 3 前2項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(現状変更の許可の申請等)

第10条 省令第9条第1項及び第14条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（別記様式第8号）とする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、法第22条第1項又は第31条第1項に規定する許可をするときは、景観重要建造物等現状変更許可書（別記様式第9号）により申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があつた場合において、法第22条第1項又は第31条第1項に規定する許可をしないときは、景観重要建造物等現状変更不許可通知書（別記様式第10号）により申請者に通知する。

(指定解除の通知)

第11条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第3

5条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(所有者変更の届出)

第12条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書(別記様式第12号)により行うものとする。

(会長及び副会長)

第13条 佐野市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

5 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(審議会の会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第14条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則の一部改正)

3 佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則（平成17年佐野市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表中第55号を第56号とし、第34号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第33条の次に次の1号を加える。

(34) 佐野市景観審議会委員

別記様式第1号（第3条関係）

（表）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

佐野市長 様

届出者 住所

氏名

電話

（個人の氏名は自署又は記名押印とし、法人その他の団体の住所及び氏名は主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印とする。）

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                               |                              |   |  |                                |  |
|-------------------------------|------------------------------|---|--|--------------------------------|--|
| 行為の<br>場所                     | 地名地番                         |   |  |                                |  |
|                               | ゾーン区分                        | <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 農山村・田園集落景観ゾーン <input type="checkbox"/> 山岳森林景観ゾーン | <input type="checkbox"/> 住居系地域 <input type="checkbox"/> 工業系地域  | <input type="checkbox"/> 商業系地域 | <input type="checkbox"/> 都市部の田園集落 <input type="checkbox"/> 中山間地域の農山村集落 |
| 行為の<br>期間                     | 着手予定日                        | 年 月 日   | 完了予定日  | 年 月 日                          |  |
| 行為の<br>種類                     | <input type="checkbox"/> 建築物 | 行為区分  | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更） |                                |  |
|                               |                              | 用途  |  |                                |  |
|                               | <input type="checkbox"/> 工作物 | 行為区分  | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更） |                                |  |
|                               |                              | 種類  |  | 用途                             |  |
| <input type="checkbox"/> 開発行為 | 用途                           |   |  |                                |  |
| 届出の<br>内容に<br>係る照<br>会先       | 住所<br>氏名<br>電話               | (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入してください。)  |  |                                |  |
| その他<br>の参考<br>事項              |                              |   |  | 受<br>付                         |  |

(裏)

|                                 |       | 区 分    | 届出部分           | 既存部分           | 合 計            |                |                |
|---------------------------------|-------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 行<br>為<br>の<br>施<br>工<br>内<br>容 | 建 築 物 | 敷地面積   |                |                |                |                |                |
|                                 |       | 建築面積   |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |
|                                 |       | 延床面積   |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |
|                                 |       | 高 さ    |                | m              | m              | m              |                |
|                                 |       | 外<br>観 | 屋<br>根         | 仕上材料           |                |                |                |
|                                 |       |        |                | 色 彩            |                |                |                |
|                                 |       |        |                | 面 積            |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                                 |       |        | 外<br>壁<br>等    | 仕上材料           |                |                |                |
|                                 |       |        |                | 色 彩            |                |                |                |
|                                 |       |        |                | 面 積            |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                                 | 構 造   |        |                |                |                |                |                |
|                                 | 工 作 物 | 築造面積   |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |
|                                 |       | 高 さ    |                |                | m              | m              |                |
|                                 |       | 外<br>観 | 仕上材料           |                |                |                |                |
|                                 |       |        | 色 彩            |                |                |                |                |
| 構 造                             |       |        |                |                |                |                |                |
| 開 発 行 為                         | 目 的   |        |                |                |                |                |                |
|                                 | 面 積   |        | m <sup>2</sup> |                |                |                |                |

備考

- 1 行為の場所、行為の種類及び行為の区分の欄は、□にレ点を付けてください。
- 2 その他の参考事項欄には、この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する場合にその旨を記入するなど、参考となる事項を記入してください。
- 3 届出の内容に係る照会先欄には、届出者以外の者（設計者、工事施工者等）へ照会を希望する場合に記入してください。
- 4 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。（例：日本瓦、小口タイル、波型スレート等）
- 5 色彩欄には、主たる部分の色について、できる限り日本工業規格に従いマンセル値を記入してください。  
（例：濃い茶色（5YR3/3）、薄い灰色（N8）、淡い緑色（10G6/2）。建築物については、その色彩に係る部分の面積を合わせて記入してください。
- 6 構造の欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 工作物の高さ欄には、当該工作物の高さを記入してください。なお、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さも併せて記入してください。
- 8 この届出書には、景観法及び佐野市水と緑と万葉のまち景観条例に規定する図書を添付してください。
- 9 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。

別記様式第2号（第3条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

佐野市長 様

届出者 住所

氏名

電話

（個人の氏名は自署又は記名押印とし、法人その他の団体の住所及び氏名は主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印とする。）

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                       |                |   |   |                                |
|-----------------------|----------------|---|---|--------------------------------|
| 受理通知                  | 通知日            | 年 月 日   | 番 号   | 号                              |
| 行為の場所                 | 地名地番           |   |   |                                |
|                       | ゾーン区分          | <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン<br><input type="checkbox"/> 農山村・田園集落景観ゾーン<br><input type="checkbox"/> 山岳森林景観ゾーン | <input type="checkbox"/> 住居系地域<br><input type="checkbox"/> 工業系地域<br><input type="checkbox"/> 都市部の田園集落<br><input type="checkbox"/> 中山間地域の農山村集落 | <input type="checkbox"/> 商業系地域 |
| 設計又は<br>施行方法<br>の変更内容 | 変 更 前          |   | 変 更 後   |                                |
|                       |                |   |   |                                |
| 変更理由                  |                |   |   |                                |
| 届出の内容に係る<br>照会先       | 住所<br>氏名<br>電話 | (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入すること。)  |   |                                |
| その他の<br>参考事項          |                |   | 受<br>付  |                                |

備考 該当する□欄にレ点を付けてください。

別記様式第3号（第5条関係）

景観計画区域内行為（変更）届出受理通知書

第 号  
年 月 日

様

佐野市長



年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内の行為について、受理したので通知します。

1 届出の種類

2 行為の場所

3 行為の種類

4 用 途

別記様式第4号（第7条関係）

|   |  |
|---|--|
| 写 真   | 第 号  |
|   | 年 月 日交付  |
|   | 身分証明書  |
|   | 所 属  |
|   | 氏 名  |
| 上記の者は、景観法第17条第6項若しくは第23条第2項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等又は同法第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。 |  |
|   | 佐野市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

別記様式第5号（第8条関係）

景観重要建造物等指定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐野市長



景観法第19条第1項又は第28条第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木として指定しましたので、同法第21条第1項又は第30条第1項の規定により通知します。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 建造物の名称又は樹木の樹種       |  |
| 建造物又は樹木の所在地         |  |
| 指定番号及び指定年月日         |  |
| 建造物又は樹木の所有者の住所及び氏名※ |  |
| 指定の理由               |  |

備考 ※印欄の住所及び氏名について、所有者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入しております。

別記様式第6号（第9条関係）

| 景観重要建造物指定標識                     |   |   |       |   |   |   |
|---------------------------------|---|---|-------|---|---|---|
| 指定番号                            | 第 | 号 | 指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 名                               | 称 |   |       |   |   |   |
| この標識は、景観法第21条第2項の規定により設置するものです。 |   |   |       |   |   |   |

別記様式第7号（第9条関係）

| 景観重要樹木指定標識                      |   |   |       |   |   |   |
|---------------------------------|---|---|-------|---|---|---|
| 指定番号                            | 第 | 号 | 指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 名 称                             |   |   |       |   |   |   |
| この標識は、景観法第30条第2項の規定により設置するものです。 |   |   |       |   |   |   |

別記様式第 8 号（第 10 条関係）

景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所

氏名

電話

〔個人の氏名は自署又は記名押印とし、法人その他の団体の住所及び氏名は主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印とする。〕

景観法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 建造物の名称又は樹木の樹種       |                    |
| 建造物又は樹木の所在地         |                    |
| 指定番号及び指定年月日         |                    |
| 建造物又は樹木の所有者の住所及び氏名※ |                    |
| 行為の種類               |                    |
| 行為の場所               |                    |
| 現状変更の理由             |                    |
| 現状変更の内容             |                    |
| 行為の予定期間             | 年 月 日から<br>年 月 日まで |

備考

- ※印欄について所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 景観重要建造物は景観法施行規則第 9 条第 2 項各号に掲げる図書を、景観重要樹木は景観法施行規則第 14 条第 2 項各号に掲げる図書を添付してください。

別記様式第9号（第10条関係）

第 号

様

景観重要建造物等現状変更許可書

年 月 日付で申請のあった景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更について、次のとおり許可します。

年 月 日

佐野市長



|               |  |
|---------------|--|
| 建造物の名称又は樹木の樹種 |  |
| 建造物又は樹木の所在地   |  |
| 指定番号及び指定年月日   |  |
| 変更する内容        |  |
| 許可の条件         |  |

別記様式第10号（第10条関係）

景観重要建造物等現状変更不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

佐野市長



年 月 日付で申請のあった景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更については、次の理由により許可しないので通知します。

|               |  |
|---------------|--|
| 建造物の名称又は樹木の樹種 |  |
| 建造物又は樹木の所在地   |  |
| 指定番号及び指定年月日   |  |
| 変更する内容        |  |
| 不許可の理由        |  |

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐野市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐野市を被告として（訴訟において佐野市を代表する者は、佐野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

景観重要建造物等指定解除通知書

第 号  
年 月 日

様

佐野市長



景観法第 2 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除したので、同法第 2 7 条第 3 項において準用する同法第 2 1 条第 1 項又は同法第 3 5 条第 3 項において準用する同法第 3 0 条第 1 項の規定により通知します。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 建造物の名称又は樹木の樹種       |  |
| 建造物又は樹木の所在地         |  |
| 指定番号及び指定年月日         |  |
| 建造物又は樹木の所有者の住所及び氏名※ |  |
| 指定の解除の理由            |  |

備考 ※印欄の住所及び氏名について、所有者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入しております。

別記様式第12号（第12条関係）

景観重要建造物等所有者変更届出書

年 月 日

佐野市長 様

届出者 住所

氏名

電話

〔個人の氏名は自署又は記名押印とし、法人その他の団体の住所及び氏名は主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印とする。〕

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したので、景観法第43条の規定により次のとおり届け出ます。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 建造物の名称又は樹木の樹種           |  |
| 建造物又は樹木の所在地             |  |
| 指定番号及び指定年月日             |  |
| 変更年月日                   |  |
| 建造物又は樹木の変更前の所有者の住所及び氏名※ |  |
| 建造物又は樹木の変更後の所有者の住所及び氏名※ |  |
| 変更の原因                   |  |

備考 ※印欄の住所及び氏名について、所有者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください